近八水総第 ９０ 号
令和８年１０月１９日

近江八幡市公共下水道事業審議会
会長　西谷　順平　様

近江八幡市長　徳永　久志

諮 問 書

近江八幡市公共下水道事業審議会条例（平成２２年７月３１日条例第２３６号）第２条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

１．諮問事項

（１）下水道使用料の料金水準について

（２）下水道使用料の改定時期について

（３）下水道使用料改定に係る広報のあり方について

２．諮問の趣旨

下水道は、市民生活にとって必要不可欠なライフラインであるとともに、湖沼、河川等の公共水域の水質保全、改善を図る上でも重要な施設であります。

本市の下水道事業(公共下水道事業・農業集落排水事業)は、昭和 57 年度に沖島単独での特定環境保全事業を供用開始して以降、市街化区域を中心に昭和 61 年度から琵琶湖流域下水道関連公共下水道事業を供用開始しておりますが、初期に投資した施設整備に伴う多額の企業債償還金等により厳しい経営状況であるものの、経営の健全化や効率的な事業運営、経営基盤の強化を図ることで良質な下水道サービスが提供できるよう取り組んでいます。

また、平成 29 年度から公営企業法を適用し、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として、令和２年度に「近江八幡市下水道事業経営戦略」を策定し、令和７年度には改定を行い、持続可能な経営、サービスの維持・向上を図り信頼される下水道事業としての事業運営を目指して進めています。

しかしながら、近年の下水道事業を取り巻く情勢は、人口減少や節水意識の向上、生活形態の変化等により使用料が減収傾向となる一方で、地震や集中豪雨等による大規模災害に備えた施設の耐震化や今後の更新需要への対応に加え、全国的に老朽化に伴う下水道施設の事故等も発生しており、適切な維持管理の必要性が高まるなど大きな課題に直面しています。

また、多額の企業債償還金や昨今の国内外における社会情勢の変化や物価高騰等に伴い、維持管理費の増加や琵琶湖流域下水道事業関連負担金の増額改定等がされたなど、経営状況はより一層厳しさを増すことが予想されます。

つきましては、今後の下水道使用料の在り方について、多様な視点からご意見を賜りたく、貴審議会に諮問いたします。